

## 令和6年度 恵庭市特別職報酬等審議会会議議事録

- 1 日時 令和6年10月31日（木） 11時～12時
- 2 場所 恵庭市役所 3階 301会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員 土谷秀樹会長、神田美佐子副会長  
北林優委員、大嶋昭子委員
  - (2) 事務局 市長、総務部長、総務部次長、職員課長、職員課主査
- 4 審議項目
  - ・市長、副市長、教育長の期末手当の額について
- 5 議事の経過
  - (1) 開会
  - (2) 委嘱状交付
  - (3) 市長挨拶
  - (4) 会長選出・挨拶
  - (5) 副会長指名・挨拶
  - (6) 諮問書提出
  - (7) 事務局より資料説明
  - (8) 審議
  - (9) 閉会
- 6 市長挨拶

委員の皆様方には、公私共に大変お忙しい中、格別のご理解を賜りまして、恵庭市特別職報酬等審議会にご協力いただき、心より感謝申し上げます。市議会議員や特別職の報酬等につきましては、現在の社会・経済情勢等を勘案していただくことが大切ですが、もとより市民の税金によるものがありますので、市民の皆様にご理解いただけるものでなければなりません。そうした中、本年度に入りまして人事院勧告にて国家公務員の俸給について改定勧告がなされたことから、報酬と期末手当について諮問させていただき、委員の皆様には、それぞれのお立場からのご意見に加えて、市民目線での観点にも立たれて、現行の報酬の額がこのような時代背景に適合しているかどうかということも含めまして、ご審議を頂きご意見を賜りたいと考えているところであります。

委員の皆様方に十分にご審議並びにご意見を賜りますようお願い申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。

## 7 会長選出

委員より土谷委員を推薦する発言あり。

他委員より異議なしの発言があり土谷委員が会長に選出される。

## 8 土谷会長挨拶

ただいま、ご推薦を頂き、会長に就任いたしました恵庭商工会議所会頭の土谷でございます。本審議会は市長や副市長など特別職の報酬を審議する機関であります。

審議にあたり近隣市町村の動向や人事院勧告など国の改定状況など、様々な条件を考慮し、さらには、市民の皆様にご理解いただける内容となるように審議しなければならない重要な役割を担っています。委員の皆様方には、貴重なご意見を頂き、ご協力を得ながら審議会を運営していきたいと考えています。簡単ですがご挨拶並びにご協力をお願いとさせていただきます。

## 9 副会長の指名・挨拶

### 【会長】

それでは、条例で規定されておりますことから、副会長を指名させていただきます。神田委員によりしくお願いしたいと考えますが如何でしょうか。

### 【各委員】

異議なし。

### 【会長】

ありがとうございます。神田委員一言ご挨拶をお願いします。

### 【副会長】

恵庭市地域女性連絡会の神田と申します。僭越ではございますが、ご指名ですので引き受けさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 【会長】

ありがとうございました。それでは諮問に入ります。事務局よろしくお願いいたします。

## 10 諮問書提出

## 11 審議開始

### 【事務局】

資料の説明に入る前に、審議して頂きたい事項があります。今回、恵庭市議会の議員から議員の期末手当について審議会に諮問の依頼がありました。機関としての議会からの依頼ではなく各議員からの依頼でありましたことから、本審議会へ諮問する事項としては取り扱いませんが、諮問事項である市長・

副市長・教育長の期末手当を審議して頂くにあたり、市議会議員の期末手当についても、市長等の期末手当と同様にご意見を頂き、付帯意見として取り扱うことが適当と考えております。まずは議員の期末手当を審議することについてご検討を頂きたいと思っております。

#### 【会長】

只今、事務局から説明を受けました市議会議員の期末手当を審議することについて、皆様からご意見を頂きたいと思っております。

#### 【A 委員】

議員の期末手当の額についても、例年審議をしていることから審議することでもいいかと思っております。

#### 【会長】

ご意見ありがとうございます。では、市議会議員の期末手当も審議することとしたいと思っております。事務局で引き続き審議会の資料説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

それでは、審議会の資料につきまして私からご説明させていただきます。

表紙を開いて頂いて 1 ページですが、特別職と市議会議員の報酬月額（いわゆる月々の給料）です。ここでは、恵庭市のほか石狩管内市である、江別市、千歳市、北広島市、石狩市の報酬月額を載せています。

まず、表ですが、参考として各市の人口を載せ、左から、市長、副市長、教育長の特別職と議長、副議長、議員の市議会議員の給料額を整理しています。

下には、市長・副市長・教育長と市議会議員に分けて表の内容をグラフ化しています。まず、左の特別職のグラフを見てください。市長の給料月額は僅差ではありますが、管内 5 市では一番低い給料額となっています。副市長と教育長は下から 2 番目であり、管内 5 市の中では給料額が低い市に分類されます。また、議員の報酬月額では、議長、副議長、議員については管内で比較すると下から 2 番目に位置しています。

続きまして、2 ページ目は期末手当の支給月数等の比較です。期末手当の支給割合ですが、江別、千歳の 2 市は支給月数が 4.50 カ月、役職加算を 15%に規定しており、北広島市と石狩市の 2 市が支給月数 3.40 カ月、役職加算を 45%に規定しています。恵庭市は、支給月数が 4.50 カ月、役職加算を 20%と規定しています。

恵庭を含め支給月数を 4.50 カ月に規定している 3 市は一般職の国家公務員に準拠し、3.40 か月に規定している 2 市は国の特別職、いわゆる内閣総理大臣や国務大臣の支給月数に準拠しています。

参考ですが、資料の最後のページをご覧ください。これは、公表されております、全国及び全道の支給月数をまとめたものです。

まずページ左側の、全国の市および区の議員の期末手当の支給月数ですが、恵庭市と同じ 4.50 月を採用している自治体は 132 団体、814 ある自治体の 16.2%となっております。また、国の一般職モデルを採用していると考えられる 4.40 月以上の自治体を含めると 26.0%となっております。

次にページ右側、北海道内の市議会議員の期末手当の支給月数の状況ですが、恵庭市と同じ 4.50 月数とする自治体は、35 市中 23 市で 65.7%の割合となっており、また、同じく 4.40 月以上の自治体を含めると 28 市、約 80%が国の一般職モデルを採用しております。

これらからは、全国的には国の特別職モデルに準拠している 3.40 月を採用している自治体が多く、道内では国の一般職モデルを採用している自治体が多い傾向にあり、それぞれ地域性はありますが、本市としては道内で多く採用されている一般職モデルに準拠しているところです。

それでは 2 ページに戻っていただきまして、石狩管内における期末手当の支給額を特別職及び市議会議員それぞれについてグラフ化しています。恵庭市は、市長は管内で上から 2 番目、副市長、教育長については 1 番目となっています。また、議長は 2 番目、副議長、議員については 3 番目となっています。

続いて、3 ページですが、1 ページの特別職と市議会議員の報酬月額と 2 ページの期末手当を合計した年間の総支給額を比較したものになります。

恵庭市は市長、教育長、については管内で 4 番目、副市長については管内で 3 番目となっています。また、議長は 3 番目、副議長、議員については 4 番目となっています。給与月額や期末手当等に違いがありますが、総支給額については結果として大きく差が無いことが分かります。

次の 4 ページは、今年の 8 月に人事院から出された国家公務員の給与勧告の概要です。月例給及び期末手当、民間企業でいうところのボーナス以外の部分も一部ございますが、簡単にご説明させていただきます。

人事院勧告ですが、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員の給与水準と民間企業の給与水準を均衡させることを基本に行うものです。今回の人事院勧告のポイントですが、月例給、ボーナスとも、民間給与と比較した結果、それぞれ上げと勧告されております。

月例給については、公務と民間の 4 月分の給与の実地調査を行った結果、民間給与との月例給の格差は、11,183 円 2.76%となっており、ボーナスについては、昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績と公務の年間の支給月数の調査が行われ、民間は 4.60 カ月、公務は 4.50 カ月となり、民間のほうが 0.10 カ月高い結果となりました。

これらの結果から「給与改定の内容と考え方」になりますが、俸給表の引き上げを行うと共に、ボーナスについても、民間の支給割合に見合うように 0.1 カ月引き上げ、4.60 月分と勧告されました。

続きまして 5 ページは、人事院勧告を特別職に反映した場合の増額による影響額です。

左側の「現行①」の列が現在の給料額、月数及び役職加算で算出した期末手当の年額です。

例えば、現行の年額では、市長で 4 5 6 万 3 0 0 0 円、議長で 2 3 7 万 6 0 0 0 円と算出されます。今回の人事院勧告を反映したものが矢印の先、勧告後②の列です。月数を 0.1 0 月引き上げているため期末手当の年額が増えています。なお、月数以外の基本給及び役職加算に変更はありません。

影響額ですが、市長が年 1 0 万 1 4 0 0 円となり、他の特別職については表のとおりとなりました。なお、増減率はどの職も 2.22%です。

改めてのご説明とはなりますが、人事院勧告は国家公務員の一般職に対して給与改定を行うよう勧告されたものであり、特別職に対しての勧告ではございませんが、近年の物価高騰や賃金上昇などの社会情勢に適応して適正な給与を確保するための勧告内容となっていることから、本市としましては、特別職においても人事院勧告を参考に本審議会において諮問させていただいております。

最後になりますが、6 ページは各市の財政状況を簡単にまとめた表です。なお、元となっているデ

ータは令和4年度決算をベースにしたもので、各市が一定のルールに基づき算出した値を総務省で取りまとめています。その資料から本審議会に合致すると思われる数値をまとめました。

まず、人口ですが、最初のページで石狩管内5市の人口を掲載していましたが、令和4年決算ベースで用いている人口は令和5年1月1日であるため、その時点の人口を載せています。

まず、各市全体の歳入及び歳出ですが、概ね人口に比例しています。

地方税についても概ね人口に比例していますが、千歳市が多くなっています。これは千歳市より人口が多い江別市と比較すると、法人市民税と固定資産税がかなり多くなっています。おそらく企業立地数に関する部分で差が出ていると考えられます。

単純な歳入や歳出については人口や市のインフラなど左右され、単純に比較できないため、総務省で比較できる指数等を公表しています。それが表の真ん中より右に位置している数値です。

「財政力指数」から順にご説明申し上げます。財政力指数は大きいほど税収が多く財源に余裕があるといえます。なお、各数値の横に付されている丸数字は順位を示しています。財政力指数について恵庭市は「0.60」であり、5市中3番目となっています。地方税が多かった千歳市は「0.74」とかなり高くなっています。

余談ですが財政力指数は1.0を超えることはほとんどなく、札幌市も「0.72」で1.0を下回っています。財政力指数が道内で唯一1.0を超え、全国でも5本の指に入る財政力指数を算出しているのは泊村で、指数は「1.49」でした。泊村は、原子力発電所関係で発生する固定資産税や法人市民税などが町の規模に対して大きいため1.0を超えており、全国でも第4位にはなっています。

続きまして、経常収支比率、別名「弾性力」と呼ばれていて、自由に使える収入のなかで、人件費や扶助費（福祉などの社会保障に係る費用）などが占める割合であり、比率が低いほど自由度が高く、逆に比率が高いと硬直化していると言えます。全道平均は91.0%となっており、恵庭市は少し上回っております。

次に「実質公債費比率」ですが、これは借入金の返済額の割合であり、割合が大きいほど全体に占める返済額が多いこととなります。恵庭市は江別市に次いで2番目に返済割合が少なく、必要以上に借入を行わない、または返せる借り入れは繰上償還するなどして財政の健全化に努めています。

最後になりますが「将来負担比率」ですが、将来負担が必要となる費用の割合であり、率が高いと将来的に財政を圧迫する可能性があります。なお、北広島市は平成29年度建設した新庁舎の設備負担により81.0%と高い比率になっています。恵庭市は全道平均と比べて低い比率となっています。

このことから、恵庭市の財政状況ですが、比較的良好な財政状況であると言えます。

以上で簡単ではありますが、資料の説明を終わります。

#### 【会長】

只今、事務局から諸資料の説明を受けましたので、これに関して皆様からご意見を頂きたいと思えます。なにか意見等ございますか。

#### 【B委員】

管内では、恵庭市近隣の千歳市はラピダスが進出していますし、北広島はボールパークができて人出が多かったりしている、江別市は人口が多いこともありますので、引き上げについてはしょうがないのかなと思います。

【会長】

ご意見ありがとうございます。人事院勧告に基づいて、0.1%の数字がでておりますが、これが妥当という考えでよろしかったでしょうか。

【B 委員】

そのとおりです。

【会長】

他にご意見ありますでしょうか。ないようであれば、期末手当について今年度引き上げの勧告となっております。近年においても人事院勧告の内容と同等に改定してきた経緯もありますので、勧告どおりの内容で答申を行うことでいかがでしょうか。

【C 委員】

議員に関しても同じでしょうか。去年、議員の一般市民への風当たりが強いということでお話がでていましたが、新しい議員になって改選され問題ないだろうということだったが、その後どうなのか。

【会長】

この質問にたいして事務局からなにかありますでしょうか。

【事務局】

昨年議員の改選がありましたが、その前に議員のハラスメント問題があり市民の関心事があったということで、その後どうなっているのかということだと思いますが、その件に関しては、昨年度議員が改選され、新しい議員になっており、問題はないだろうということになり、それを踏まえて昨年度は引き上げをしないということにはしないということになりました。その後さらに再考するような状況にはなっていないと思います。また新たな問題がでていないということはないです。

【会長】

昨年度、選挙で新しく選ばれた議員ということで、勧告通りとしました。市議会議員も特別職と同様に勧告通りに改定してきた経緯もありますので、今までと同じ捉え方でいいのではないかとということですがどうでしょうか。

【C 委員】

その後どうなったのかという質問でした。わかりました。

【A 委員】

6 ページに財政状況が載っているが、財源に心配がないということでアップするのは問題ないかと思えます。上がったからには特別職の皆さんには頑張ってもらいたい。結果を求める。議員さんも頑張ってもらいたい。

**【会長】**

みなさんからご意見頂きましたが、基本的には賛成ということよろしいでしょうか。それでは、今年度引き上げの勧告となっております。近年においても人事院勧告の内容と同等に改定してきた経緯もありますので、勧告どおりの内容で答申を行うことでいかがでしょうか。

**【各委員】**

(異議なしの声)

**【会長】**

それでは改めて、期末手当につきましては、本年の人事院勧告どおりの内容で答申を行いたいと思います。市議会議員については、付帯意見として、期末手当の改定を行う場合は、人事院勧告どおりの内容で答申を行いたいと思います。これより正式な答申書を作成したいと思います。

答申する内容を事務局に説明して、答申(案)を作成させますので、5分程度休憩を取ります。少しお待ちください。

**【会長】**

審議を再開します。事務局から作成した答申案を一読していただきます。

**【事務局】**

答申書案。特別職等の期末手当の額について(答申)

令和6年10月31日に本審議会に対し諮問のありました「市長、副市長、教育長の期末手当の額」について慎重に審議した結果、別紙のとおり意見をまとめましたので答申いたします。

市長、副市長、教育長の期末手当の額について、人事院勧告の内容やこれまでの改定状況、並びに近隣市の期末手当の額について総合的に勘案し審議した結果、下記のとおり意見がまとまりましたので答申いたします。

令和6年の人事院勧告に準じた内容で期末手当の改定を行うこと。各職における詳細については表のとおりとする。表の内容については、省略させていただきます。付帯意見として、今回の諮問に含まれていない恵庭市議会議員の期末手当の改定を行う場合は市長、副市長、教育長と同様、現行の4.50月の支給月数を4.60月とすることが適当である。

**【会長】**

この内容でよろしいでしょうか。

**【各委員】**

(異議なしの声)

**【会長】**

ありがとうございます。それでは本審議会終了後に私と副会長で市長に答申を渡すこととします。

**【事務局】**

本日諮問させていただいた内容の審議が終了しましたので、条例第3条第1項の規定により委員の皆様は本日をもって退任となります。

ご多忙の中ご審議いただきありがとうございました。

**【会長】**

それでは、審議会を終了いたします。本日はお忙しい中ありがとうございました。

以 上